

り災証明申請についての留意事項

【住家用証明書】

1 実際に居住している建物に住民票を有しない申請の場合、以下の生活の根拠が分かる書類いずれかの写しを提出すること。

①光熱水費などの公共料金の直近の領収書

※ただし、居住に必要な一般的な使用量であること

②当該住所が宛先となっている郵便物

③居住証明書（行政区長や民生委員、会社などに作成依頼）

2 住家用証明書は世帯あたり原則1枚

※例：市外に住民票・居宅があり、市外で住家用証明書を取得した場合、市内の居宅は非住家用証明書となる。

【非住家用証明書】

非住家用証明書の申請者は、申請家屋の登記名義人（もしくは相続人）または納税義務者（もしくは相続人）であること。

※本人（もしくは相続人）以外が申請する場合は、委任状が必要。

※同世帯でも不可。

【未課税（課税台帳未記載）家屋】

住家用・非住家用、ともに課税（課税台帳記載）されている家屋のみ、り災証明書が発行可能であり、未課税（課税台帳未記載）の家屋については、課税処理を行った上で発行可能となる。

【その他】

民間保険会社の保険金の請求については、各社で調査が行われるため、り災証明書は一般的に不要である。

また、市が実施するり災調査は、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいており、民間の保険会社等で実施している被害調査の判定基準とは異なる。